

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市水道事業給水条例 （昭和35年条例第14号） 第5条第1項	給水装置工事の承認	給排水課

- 1 審査基準は、盛岡市水道事業給水条例施行規程（昭和60年水管規定第5号）及び盛岡市給水装置工事施行要領（平成23年9月1日制定）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。